平成23年7月 消費者委員会消費者安全専門調査会

消費者安全専門調査会報告書 概要

平成23年7月15日 消費者委員会消費者安全専門調査会

重大事故等発生

事故情報の収集

- 製品又は役務の提供に伴って生じた事故等について、すべての行政機関、都道府県、市町村の長等は、重大事故等が発生した旨の情報を得た時は、直ちに、消費者庁長官に通知。
- それ以外の消費者 事故等で被害の発 生・拡大の恐れがある と認められたものにつ いては、速やかに 同 長官に通知。

(以上、消費者安全法第 12条第1項及び第2項 参照)

事故情報の公表・活用

- 事故情報分析タスクフォース を立ち上げ、重大事故を始めと する生命・身体の安全に係る 消費者事故情報について、消 費者庁として独自に対応が必 要な事案を抽出して、迅速・的 確に分析・原因究明を行う。
- 消費者安全法第4条第3項 等の規定に基づき、週1回木 曜日に、前週に通知のあった 重大事故情報の概要等を公表。
- 〇 消費者安全法第15条第1項 の規定等に基づき、被害の発 生・拡大防止の観点から、必要 に応じて注意喚起を行う。

重大製品事故発生

事故情報の収集

〇 食品・医薬品・化 粧品•医薬部外品、 道路運送車両等を 除いた消費生活用 製品については、 その製造事業者又 は輸入事業者は、 重大製品事故が 生じたことを知った ときは、10日以内 に関係する情報を 消費者庁長官に報 告しなければなら ない。

(消費生活用製品安 全法第35条第1項)

事故情報の分析・公表・活用

- 経済産業大臣は、重大製品 事故の公表が行われるに当 たって、必要があると認めると きは、NITEに、消費生活用製 品の安全性に関する技術上の 調査を行わせる。非重大製品 事故に関する情報も、事業者 からNITEに報告させ、消費者 庁・経済産業省・NITEの三者 で検討、技術基準の改正等に 活用。
- 〇 消費者庁長官は、事業者から重大製品事故の報告を受けた直後での公表は、報告受理後おおむね5日以内に公表。

2-① 重大事故情報に係る収集・分析・活用について

平成23年7月 消費者委員会事務局

現状

- 〇 消費者安全法に 基づく行政機関か らの通知に遅滞や 漏れが目立つ。
- 学校や老人ホー ム等の公共施設で の事故、エステや 美容医療、遊技で 等の商業施設で寄 事故など消費者の 事故など消費者知 によって、捕捉し難 いものも少なくない。

対応策

- 〇 消費生活用製品安全法に基づく事業者からの報告や事故情報データバンクに登録された情報等を活用し、消費者安全法に基づく通知を励行するよう関係行政機関に督励。
- 〇 消費者が事故の状況について書き込みを行い、一定の編集を経て登録されるようなデータベースの構築を検討。
- 〇 救急車で搬送された傷病者 に関する事故情報も通知しや すくなるよう、事故情報の収集 範囲の拡大を検討。

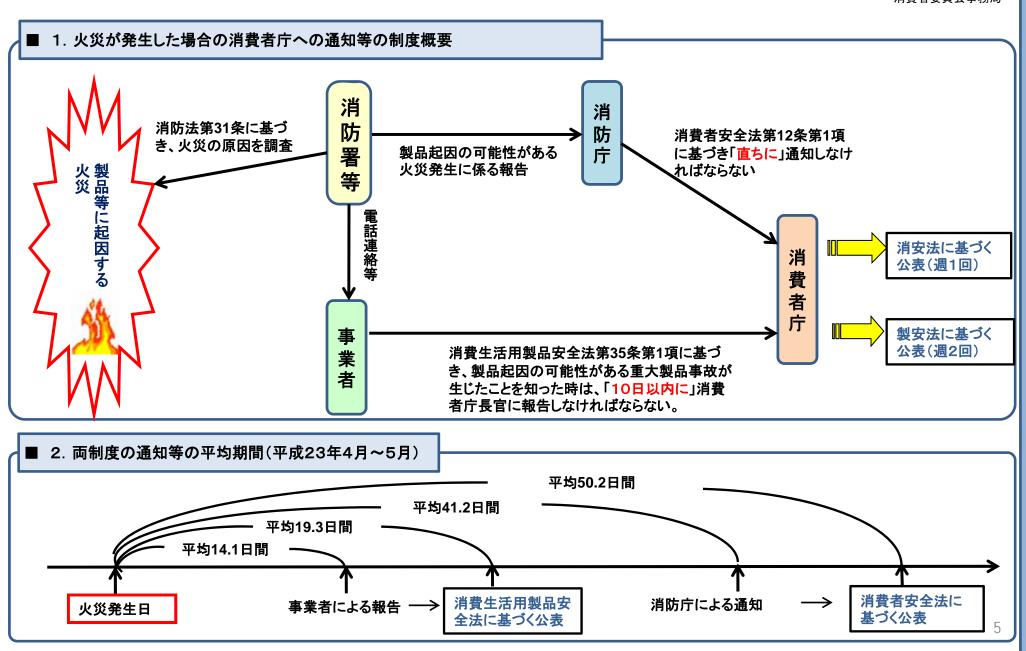
収 集

体

制

重大事故の通知等制度の運用状況について

平成23年7月 消費者委員会事務局



消費生活用製品安全法と消費者安全法に基づく事故情報の収集と公表状況

平成23年7月 消費者委員会事務局

【平成23年4~5月に公表された事故情報のうち、消費生活用製品安全法に基づく公表日より後に消費者安全法に基づき消費者庁に通知された事故情報 (25件)】

	これに事政情報のプラ、府員工石用表面			
事故発生日	消費生活用製品安全法による事故公表日	消費者安全法による通知受理日	製品名・事故内容	火災でない事故・大震災被災県
平成23年3月7日	同年3月16日	同年3月30日	コーナータップ	
平成22年12月21日	平成23年1月18日	同年3月31日	電気ストーブ	
平成23年1月25日	同年2月1日	同年4月1日	石油給湯機	福島県
平成22年2月24日	平成23年3月12日	同年4月1日	石油ストーブ	
平成22年11月19日	同年11月30日	平成23年4月5日	空気清浄機	
平成23年3月18日	同年4月1日	同年4月6日	エアコン(室外機)	
平成23年2月14日	同年3月4日	同年4月8日	電気ストーブ	
平成23年3月17日	同年4月1日	同年4月8日	電気洗濯乾燥機	
平成23年1月13日	同年2月10日	同年4月11日	電話交換機	
平成23年2月16日	同年3月8日	同年4月11日	石油ストーブ(密閉式)	
平成23年2月2日	同年2月15日	同年4月12日	電気温風機	
平成23年3月3日	同年3月16日	同年4月13日	電気ストーブ	
平成23年1月20日	同年2月1日	同年4月20日	ノートパソコン	
平成23年3月29日	同年4月8日	同年4月25日	石油給湯機	
平成23年3月1日	同年3月8日	同年5月2日	石油給湯機	
平成23年4月14日	同年4月22日	同年5月6日	電気シェーバー	
平成23年1月21日	同年2月8日	同年5月6日	油だき温水ボイラ	
平成23年3月18日	同年4月26日	同年5月9日	投げ込み式湯沸器	
平成22年9月18日	同年10月8日	平成23年5月9日	テレビ(ブラウン管型)	
平成23年3月3日	同年3月16日	同年5月10日	電気ストーブ	
平成23年4月9日	同年4月22日	同年5月11日	石油給湯機付ふろがま	
平成23年1月6日	同年5月13日	同年5月16日	システムキッチン	キャビネットの扉に接触した際、負傷(重傷)。
平成23年1月23日	同年2月4日	同年5月16日	電気カーペット	
平成23年3月1日	同年3月16日	同年5月19日	照明器具	宮城県
平成23年4月17日	同年5月13日	同年5月19日	カセットコンロ	6

主な施設別の事故情報の通知義務状況

平成23年7月 消費者委員会事務局

主な施設	主な関係法令	事故に係る通知体制		主な施設	主な関係法令	事故に係る通知体制
保育所	児童福祉法(昭和二十二年 十二月十二日法律第百六十 四号)	なし。 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)において転落事故防止設備設置を義務付け。		要介護者	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十六号) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年三月三十	入所者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村に連絡する義務。 入所者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村に連絡する義務。
知的障害児	児童福祉法に基づく指定知 的障害児施設等の人員、設 備及び運営に関する基準 (平成十八年九月二十九日 厚生労働省令第百七十八 号)	施設は、施設支援の提供による事故の発生について速やかに都道府県に連絡を行わなければならない。		障碍者	一日厚生省令第四十号) 障害者自立支援法に基づく指 定障害福祉サービスの事業等 の人員、設備及び運営に関す る基準 (平成十八年九月二十九日厚 生労働省令第百七十一号)	利用者に対する介護の提供によ り事故が発生した場合には、都 道府県及び市町村に連絡する 義務。
小中高校	学校保健安全法(昭和三十三年四月十日法律第五十六号)	なし。学校での事故等で危害が生じた場合の回復支援措置等が義務となっているのみ。なお、消費者庁及好文部科学省から各都道府原等教育委員会総務担当課宛てに「消費者事故等の通知について」(事務連絡平成21年9月1日)がなされているが、平成22年度の通知件数は全国合計で数件に止まっている。	高齢	公的施設	養護老人ホームの設備及び運 営に関する基準(昭和四十一年 七月一日厚生省令第十九号)	入所者の処遇により事故が発生 した場合には、速やかに市町村 に連絡する義務。
	(P.		者	有料老人ホーム	老人福祉法施行規則(昭和 三十八年七月十一日厚生 省令第二十八号)	なし。日常生活上の便宜供与により事故が発生した場合、事故の状況・処置について帳簿に記録しなければならない。なお、都道府県の担当官によれば、「管轄している老人ホームが多過ぎて、数年に1度検査するだけでも手一杯で各ホームの状況を十分に把握するのは難しい。」としている。

現行制度上の問題点:

- ・ 公共的施設での事故について、地方自治体への通知を義務付ける法令がない場合もある。
- ・ 商業施設や各種サービス施設の多くは、特段法令上の通知義務がない。

2-② 重大事故情報に係る収集・分析・活用について

平成23年7月 消費者委員会事務局

現状

- 〇 消費者安全法に 基づく通知の遅滞 や事業者名漏れ がみられる。
- 毎週木曜日の定 例公表では、前週 の通知情報を公 の通知が原則。 焼肉酒家えびい 食中毒事件におい ても、この原則に 則った対応が行わ れた。

対応策

- 食中毒情報等の緊急を要する事故情報については、事業者名等の通知漏れや、通知の遅滞等について、日ごろから、関係省庁を通じて改善を要請。
- 緊急を要する事故情報については、毎週木曜日の定例公表にこだわらず、必要に応じて速報を出すことを積極的に行う。
- 〇 事実関係未詳であっても迅速に公表できるよう、公表の基本要領について、担当官が容易に判断できるよう基準を明確化。

緊急を要する事故情報の収集・公表

「焼肉酒家えびす食中毒事件」における事故情報通知・公表について

平成23年7月 消費者委員会事務局

	日付	福井県	富山県	横浜市	厚生労働省	消費者庁	
4/2	26(火)	病院から届出。					
2	27 (水)	厚労省に報告。♥	病院から届出、厚労省 に報告。 <i>事業者名を公表。</i>		富山県から報告。福井県から報告。	厚労省から富山県の報告を通知。	
2	28(木)		生肉料理を避けるよう県民啓発。	市内の店舗に立入検査。		「厚労省から事業者名なしで福井県の報告を通知。事業者名について問い合わせしていなかった。 消費者安全法の定例の公表日の原則に基づき「焼肉酒家えびす食中毒事件」については公表せず。	
	30(土)		駅南店の患者の菌が 0111と判明し厚労省に 報告。		富山県から報告。	厚労省から富山県の報告を通知。	
5/2	2(月)	富山県の患者の菌とDNAが一致する旨厚労省に報告するとともに、事業者名を公表。		>	福井県から報告。	大臣会見で、厚労省に消費者安全法第14条第1項の依頼 をした旨公表。全体的な注意喚起として「集団食中毒 の発生を受けた食中毒予防に関しての御願い」を公表 したため、個別の事業者名は公表せず。	
,	3(火)			横浜市も同様の患者4名がいる旨厚労省に報告。 事業者名とともに食中毒 発生の公表	横浜市から報告。	⁴ 厚労省から福井県と横浜市の報告を通知	
	12(木)					定例の公表において富山、福井両県の分についてのみ 公表。	
,	16(月)			横浜市の店舗分もDNA が一致したため、公表。			
	19(木)					定例の消費者安全法では公表せず。	
2	26(木)					定例の消費者安全法の公表において、横浜市の分についても事業者名を公表。	

上記事件の問題点

- ①福井県からの通知について、事業者名漏れを放置し、問い合わせをしなかった。その結果、富山県の事故と突合する機会を失った。
- ②県や厚生労働省からの通知は既公表分ながら、度々遅滞が発生。特段、改善要請等をしなかった。
- ③富山県からの通知は4月28日には届いていたが、公表されたのは、5月12日であった。
- ④消費者庁による生肉に係る注意喚起も、富山県の4月28日の注 意喚起から4日遅れた5月2日となった。

2-③ 重大事故情報に係る収集・分析・活用について

平成23年7月 消費者委員会事務局

現状

- 国・事業者がリコールを公表しても、回収率が上がらず、事故が続発する事例もある。
- 消費者庁各課が 注意喚起を公表し、 ホームページ上の 各課のサイトにば らばらに掲載。
- 〇 中小企業や、倒産企業の商品・役務については、事業者自らがリコールの周知を行うことは困難。

対応策

- 〇「消費者の意識・行動を変えるような注意喚起」という観点から、事故商品・役務と類似した商品・役務群全体について商品テスト等を行い、結果を公表。
- 〇 消費者安全法第15条第1項 に基づく注意喚起と、それ以外 の場合について、対応方針を 明確化。
- 消費者庁のホームページの中で、注意喚起のページを一元的に固定化し、消費者にとっても検索しやすいものとする。

効果的な注意喚起

消費者庁からの主な注意喚起情報一覧(平成23年1~3月)

平成23年7月 消費者委員会事務局

注意喚起日	件名 (※消費者庁としては、注意喚起としていない事 案、身体・生命に関するものでない財産事案につ いてもHPにて注意喚起とみられる事案について 一部含んでいる。)	消安法に基づく消費 者事故等の通知及 び製安法に基づく重 大製品事故の報告 を踏まえ、消費者被 害の防止の観点か らの注意喚起	その他情 報提供の 注意喚起	事故情報分 析タスク フォースに て検討	消費者庁ホームページ 掲載場所	注意喚起先	消費者庁から関係機関等へ の対応等の要請通知先	事業者名	内容・状況
平成23年1月17日	飲食物に似ている商品の誤飲・誤食に注意	0			ご注意ください・消費者情報課	消費者	_		液体のペットボトル入り入浴剤
平成23年1月21日	国民生活センターや消費者庁を名乗る電話等について		0		消費者情報課	消費者	_		
平成23年1月22日	鳥インフルエンザに関する情報について		0		政策調整課	消費者	_		
平成23年1月31日	自転車幼児座席リコール実施の周知に関する協力要請				ご注意ください		各都道府県・政令指定都市 消費者行政担当課並びに 国セン及び消セン		幼児の足が車輪に巻き込まれる重傷を負う事故37件。平成22年9月よりリコール 実施。リコール後も重傷4件を含む10件 の負傷事故。回収率14.5%。
平成23年1月31日	エア遊具の事故防止に関する地方公共団体及び 関係事業者に対する要請について			0	消費者情報課	市町村に対する周知のお願い。	各都道府県知事・各政令指 定都市市長、各エア遊具事 業関係者		平成22年11月23日に発生した事故を 契機とした事故防止の取り組み
平成23年2月4日	医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意 喚起の徹底について				政策調整課	施設管理者へ都道 府県を通じて周知徹 底依頼	厚生労働省に要請	事業者名公表	
平成23年2月9日	除雪機の取り扱いに注意		0		ご注意ください・消費者情報課	消費者	_		平成22年11月より医療機関ネットワーク 事業の参画医療機関から事故情報が2 件。
平成23年2月17日	パワーウインドによる指等の挟込み事故	0			政策調整課	消費者	_		平成22年12月16日、「パワーウインドウによる挟み込み事故に関する検討会まとめ」のプレスリリースによる注意喚起、平成23年2月17日に再度、注意喚起。
平成23年2月21日	テレビ台(強化ガラス製)のガラスが割れる事故 について		0		ご注意ください・消費者安全課	消費者	_	事業者名公表	
平成23年2月22日	クーポン共同購入ウェブサイトにおける表示の適 正化について				表示対策課	_	事業者に要請	事業者名公表	
平成23年2月23日	消費者庁を騙る悪質な勧誘にご注意ください		0		ご注意ください	消費者	_		
平成23年2月24日	ベビーカーを安全に使用するための日常点検の 呼び掛けについて		0		政策調整課	消費者	_		
平成23年2月24日	乳児用おしゃぶり玩具製品「SASSY リフレッ シュ・リングス」についてのお知らせ		0		政策調整課	消費者	_		
平成23年2月28日	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について				食品表示課	_	ショッピングモール運営事業 者		
平成23年3月4日	乗用車用フロアマットの取扱い等に関する注意喚 起について		0		ご注意ください	消費者	_		アメリカでのセーフティ・キャンペーンの対象を拡大
平成23年3月11日	自転車用幼児座席の足乗せ部の破損・脱落について		0		ご注意ください・消費者安全課	消費者	_	一部事業者名 公表	リコール実施中の注意喚起
T # 00 / 5 T / 5 T	商品券(プリペードカード)の払い戻しについて				ご注意ください	消費者	_		
	消費者庁職員を名乗った勧誘について		0		消費者情報課	消費者	_		
	震災に関する義捐金詐欺にご注意ください		0		震災	消費者	_		
	携帯電話等によるインターネット利用に関連するトラブルについて		0		消費者情報課	消費者	_		
	住宅の修理工事等の勧誘を受けた時は工事の 内容や契約条件をよく確認しましょう		0		震災	消費者	_		
	マクラーレン社製ベビーカーの挟み込み事故の防止について		0		政策調整課	消費者	_	事業者名公表	安全対策カバーの無料配布実施の再案内
平成23年3月31日	消費者の皆様へ~東日本大震災に伴う容器入り 飲料水(ミネラルウォーター)		0		食品表示課、震災	消費者	_		11

関 係情 報 の 収 集 · 分 析 活

用

現状

- 誤使用であっても 多発している事故 情報や、高齢者や 子供に特有の事故 情報等の収集・分 析が一部の製品 等に限られている。
- 事故情報データ バンクに蓄積され ている3万件の データがどのよう に整理・分析され、 事故情報分析の取り上 げられることになっ たかが不明確。

対応策

- 〇 誤使用の可能性もあり、製品 起因であるかどうか判断が困 難な事故情報等として収集して いる「参考情報」の収集基準を 明確化し、これまでの蓄積を踏 まえて具体的な事例を示す。
- 事故情報分析タスクフォース での事案選択基準を明確化。
- 誤使用とみられる事故等が 多発した製品・役務について、 その提供事業者に対し、事故 情報を提供し、一定期間内で の対応等を求めるような運用 体制・法制等について検討。 また、分析結果を関係事業者 団体等での基準策定に活用。

消費者庁の体制強 化 外部機関の活用

現状

- どの分野のどの 事故情報について、 漏れや遅滞がある のか等を、常時点 検し、可能な限り 網羅的に情報収集 する体制にはない。
- 緊急な対応を要する事故情報については、所管省庁で分析した結果を踏まえて対応。
- 〇 事故が発生する 都度、どの関係機 関に協力を依頼す るか等を判断。

対応策

- 〇 関係法令に基づく通知や報告情報、事故情報データバンクに登録された情報を効果的に 突合し、情報の洩れ等を洗い 出すための体制を整備強化。
- 緊急な対応を要する事故情報を、迅速に分析し、必要に応じて関係省庁に対する措置請求等ができるような分析体制を強化し、関係機関とも連携。
- 〇 関係機関との連携を定める 消費者安全法の各規定の発動 要件を詳細に定めておき、重 大事故が発生した場合、直ち に連携して分析・注意喚起に当 たれるよう体制を整備。